明監報第2号

都市局(都市整備室、住宅・建築室)定期監査及び行政監査 結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成30年(2018年)3月22日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 星川啓明

同 山崎雄史

同 进本達也

都市局(都市整備室、住宅・建築室)定期監査の結果について

I 監査の対象

都市局

都市整備室

都市総務課 海岸課 緑化公園課 区画整理課

住宅・建築室

住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課

Ⅱ 監査の期間

平成30年1月9日から平成30年3月22日まで

Ⅲ 監査の範囲

平成29年10月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

都市局(都市整備室、住宅・建築室)各課から予算の執行状況、財産の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 出張命令
- (9) 文書事務
- (10) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

都市局(都市整備室、住宅・建築室)行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(注) 準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公 営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

Ⅱ 監査の期間

平成30年1月9日から平成30年3月22日まで

Ⅲ 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、都市局(都市整備室、住宅・建築室)各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

都市局(都市整備室、住宅・建築室)で取り扱っている準公金について、緑化公園課2件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。